# 障害者週間

12/3 ≫ 12/9

問 福祉課障害福祉班
☎(84)1257
FAX(84)2713

障害者週間は、障害のある人たちの社会参加を推進し、理解と認識を深めるための週間です。障害のある人は、生活のさまざまな場面で不自由を感じることがあります。周囲が理解し配慮することで、自立の幅が広がります。どのような配慮や支援が必要なのかを知り、「誰もが心地よく安心して暮らせるまち」をつくりましょう。

## 障害の種類を理解して、適切な配慮をしましょう

障害にはさまざまな障害があり、個人によっても違いがあります。主な障害の特性と配慮の例を紹介します。

**視覚障害**
全く見えない、見える範囲が狭いなど人によって見え方がさまざまです。
例 点字ブロックの上や周辺に障害物を置いたり、立ち止まったりしないようにする。

**聴覚障害**
全く聞こえない、雑音が混ざるなど人によって聞こえ方がさまざまです。
例 筆談、手話、口語など会話をするときの方法を確認する。また、複雑な表現は控え、短く簡潔な情報で伝える。

**肢体不自由**
手や腕(上肢)、足や脚(下肢)、体幹に障害があり、体を思うように動かせない人などがいます。
例 車いすを使用している人の移動や手動式のドアの開閉などを手伝う。

**精神障害**
統合失調症やうつ病などのさまざまな精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさを抱えています。
例 不安を感じさせないよう、笑顔で穏やかに対応する。

**知的障害**
発達期に知的機能の障害が現れ、社会生活への適応のしにくさがあります。
例 ゆっくり、ていねいに話し、絵や写真などを使い、わかりやすく説明する。

**内部障害**
心臓、呼吸器、腎臓、膀胱、直腸、小腸、肝臓、HIVによる免疫機能障害で環境の影響を受ける人がいます。
例 携帯電話やタバコの煙など公共の場でのルールを守る。

## 知っていますか？障害者差別解消法

障害の有無に関わらず、お互いを尊重して暮らせる共生社会の実現をめざして施行されました。行政機関、事業者に次の2点を定めています。

**禁止 不当な差別的扱い**
正当な理由なく、障害を理由にサービスや機会の提供を拒否すること。
例
・車いすを理由に入場を拒否する
・盲導犬を連れての入店を拒否する
・アパートを貸さないなど

**義務 合理的配慮**
障害のない人と平等な機会が得られるように調整すること。令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、事業者の合理的な配慮の提供が義務化されました。

## 障害者虐待の防止に向けてご協力をお願いします

障害者に対する虐待を防ぎ、障害者の権利利益を守ることを目的とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、町でも通報を受け付けるなどの体制を整えています。虐待を発見した場合の通報など、障害者虐待の防止に向けて、ご協力をお願いします。

**Q≫ どんなことが虐待にあたりますか？**
A≫ 「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待」「介護や世話の放棄・放任(ネグレクト)」「経済的虐待」の5種類の行為が虐待にあたります。

**Q≫ 虐待の通報があった場合、障害者はどのようにして保護されますか？**
A≫ 町の職員が速やかに事実確認を行います。立ち入り調査を行うこともあります。その後、虐待の程